

令和7年第5回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和7年5月9日（金） 午前9時30分から午前10時31分まで

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3

3 出席者	教育長職務代理者	佐藤正司
	教育委員	後藤明美
	教育委員	鈴木森晶
	教育委員	志水千鶴

説明のため出席した職員

事務局長	小塚和宣
教育参事	山中洋子
学校教育課長	菊地智行
給食センター所長	牛田彰和
生涯学習課長	青井宏司
教育専門員	渡邊亘宏

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 事業報告

日程第3 付議案件

- (1) 議案第12号 豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- (2) 議案第13号 豊山町教育支援委員会委員の委嘱又は任命について
- (3) 議案第14号 豊山町中学校部活動指導員の委嘱について
- (4) 議案第15号 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
- (5) 議案第16号 豊山町給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について
- (6) 議案第17号 豊山町給食センター献立委員会委員の委嘱又は任命について
- (7) 議案第18号 豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員の委嘱又は任命について

- (8) 報告第13号 豊山町立小中学校衛生推進委員の選任について
- (9) 報告第14号 令和6年度第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

佐藤職務代理者： 皆様おはようございます。

お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

ゴールデンウィークも終わり、いよいよ運動会などの学校行事が本格的に始まってきました。新しい環境にも慣れ、子どもたちが腰を据えて学ぶ時期に来ていますので、先生方にはしっかりと指導していただきたいと思います。

連休中、良くないニュースが2つありました。1つは大阪西成区で起こった通学路での事故で、これは明らかに無差別殺人行為です。このような凶悪事件が起こってしまう日本社会の現実を懸念しましたし、まとまって通学する時が狙われたことも非常に悩ましく思いました。

2つ目は、東京都立川市の小学校で起こった事件です。面談結果が気に入らない母親が仲間2人を校内に呼び入れ、子どもたちの面前で担任や校長などに暴行をはたらいた事件です。そんなことをすれば、母親の子どもは学校にいられなくなってしまいます。軽率な行動が子どもを不幸にしてしまうことも考えられないのでしょうか。自分の気持ちを抑えきれない未熟な親が増えてきたことに問題があると感じました。

最後に、教育長が不在の件です。6月議会に際しても動きが見えませんが、半年間に渡り教育長を不在にしているところが大問題だと思っています。このままでは1年間、不在という事態もあり得ます。私たち教育委員に町長と対話する機会を与えていただければ、その話もさせていただきます。事務局からもきちんと訴えていただきたいと思います。

何が起こるか分からないご時世です。教育委員会の最高責任者が不在である状態がこんな長期間続いているのはありえません。非常事態などと呑気なことを言っていられる場合ではありませんので、一刻も早くこの状態を解消していただきたいと思います。改めて皆様のご協力をお願いして、会議に入りたいと思います。

それでは、ただいまから令和7年第5回豊山町教育委員会定例会

を開会します。

【日程第1 前回会議録の承認】

佐藤職務代理者： 議事に入ります前に、事前に配付させていただいた、令和7年4月9日（水）に開催いたしました令和7年第4回豊山町教育委員会定例会の会議録は、事前確認した一部修正の内容で承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

佐藤職務代理者： 令和7年第4回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 事業報告】

事務局長： 前回定例会からこの間の事業報告をいたします。

令和7年4月10日（木）から令和7年5月9日（金）までの事業報告でございます。

4月11日（金）に今年度初めての町内校長会議を開催しました。

5月2日（金）に全員協議会を開催しました。こちらは、志水小学校のトイレ改修工事の入札結果について報告させていただきました。来週5月12日（月）の臨時議会で、請負契約締結の議決をお願いする予定です。

【日程第3 付議案件】

佐藤職務代理者： それでは、付議案件に入ります。

「議案第12号 豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局をお願いします。

学校教育課長： 一説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等ないようですので、ただいまの議案第12号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

佐藤職務代理者： 議案第12号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第13号 豊山町教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： 一説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等ないようですので、ただいまの議案第13号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 議案第13号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第14号 豊山町中学校部活動指導員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： —説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

鈴木委員： このお二人は、指導種目はオールマイティーにやっていたけるのですか、それとも何か特定の得意分野があるのですか。

学校教育課長： 中学校の校長と本人の話し合いにより、特定の部活動の指導をしていただきます。篠原さんは野球、安藤さんはバスケットボールを指導していただいています。

後藤委員： お二人は平日も土日も関係なく指導していただけるということですか。

学校教育課長： 要綱上、土日のみ謝礼をお支払いするということになっていますので、土日のみお手伝いいただきます。

後藤委員： 平日は指導できない理由があるのですか。

学校教育課長： お二人には平日の日中は町の会計年度任用職員として勤務していただいておりますので、謝礼をお支払いする土日のみの指導とさせていただきます。

後藤委員： 普段は学校の先生なのですか。

学校教育課長： はい。町講師として働いていただいています。

後藤委員： 土日に部活動の指導をしていただくという形の委嘱をされるわけですね。

学校教育課長： はい。

佐藤職務代理者： 私からも質問です。謝礼額はいくらですか。

学校教育課長： 1回2,400円です。

佐藤職務代理者： 1回ですか。1時間でも1日中でも同額なのですか。

学校教育課長： はい。

佐藤職務代理者： 部活動の指導は1回いくらという考え方なんです。

教育参事： 休日の部活動は、豊山町部活動指導のガイドラインに沿って実施しておりますので、1日3時間と決まっています。

後藤委員： 最低賃金よりも安いですね。

志水委員： 例えば野球部等で試合がある場合も1回2,400円ですか。

教育参事： そうですね。

事務局長： 基本は3時間です。

佐藤職務代理者： 顧問の先生が出られるときも同じですか。

教 育 参 事： そうです。責任はとれないですので、顧問の下で指導してもらいます。

佐藤職務代理者： 顧問の先生と同額ですか。

教 育 参 事： 顧問には、少ないですが特殊勤務手当が出ています。

佐藤職務代理者： 同じくらいなのですね。

後 藤 委 員： 試合ですと、勝ち進むと1日がかりですね。

佐藤職務代理者： 先日の豊山中学校野球部の成績はどうだったのですか。

事 務 局 長： 県大会ベスト8です。1試合は勝ったのですが、2試合目でクラブチームと当たってしまい、負けてしまいました。

佐藤職務代理者： 少人数でよく頑張りましたね。

後 藤 委 員： 報酬額は法律などで上限が決まっていますか。

学 校 教 育 課 長： 町のと綱で規定しているだけです。

後 藤 委 員： 法律で決まっているわけではないということですね。

学 校 教 育 課 長： この制度は平成25年からあり、金額は変えていません。
この制度あり方は、これからの部活動のあり方の中で検討していく必要があると思っています。

佐藤職務代理者： 町講師の方は、平日は勤務日と決まっていて、その中で規定された時間を働くのが勤務形態で、それ以外には働くのが超過勤務という扱いしかないから、その日に超過勤務分の報酬を払うという発想はない。基本的に超過勤務手当は払わないということですね。

学 校 教 育 課 長： そうなっています。

佐藤職務代理者： 現在では、その制度は現状とずれてきている気がします。
学校以外の方が指導する場合は無報酬なので、なかなか難しいです。有償という考え方が出てきても良い気がします。文部科学省の指導の中で、地域の方の指導の有償化は許されないですか。

学 校 教 育 課 長： 現在は、野球部、ソフトボール部、吹奏楽部で無償指導していただいている方がいらっしゃいます。

佐藤職務代理者： 限界がある気がします。無償で行っていただくことは一番難しいです。

後 藤 委 員： 現状を今すぐ変えるのは難しくても、金額が安くないかなと思います。3時間という枠がある中で、2,400円というのは最低賃金を下回っていて、ましてや休日ですので、町で制度が変更できるのであれば、最低賃金を保証できるくらいの金額に上げてもらいたいです。そうでなければ、指導員の方が継続しにくい、または新規のなり手が少なくなりますので、ご検討いただきたいです。

佐藤職務代理者： 要綱で金額が決められているのですか。

教 育 参 事： そうです。

佐藤職務代理者： それも含めて、教育委員会の中で話があったとして、検討をお願いします。

鈴 木 委 員： おそらく、制定された当時の最低賃金で3時間分を算定したのではないかと思いますので、要綱に最低賃金を基準とするという文言を書いておけばやりやすくなるのではないのでしょうか。

佐藤職務代理者： 非常勤講師になる条件として、部活動指導がセットととられがちになってしまいますね。部活動指導をやらないと採用条件にならないと受け取られると本末転倒ですね。部活動指導は個人の裁量でお願いしなければいけない部分です。断る人もいるし、やっていただける人もいるといった人手を確保するために手当を整備する必要があると思います。

他にご意見等ないようですので、ただいまの議案第14号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 議案第14号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第15号 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局から説明をお願いします。

学 校 教 育 課 長： 一説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

それでは、私から質問します。この協議会は年何回開催していますか。

教 育 参 事： 年2回です。

佐藤職務代理者： この協議会は機能していますか。

教 育 参 事： はい。会議自体は年2回ですが、心配なことがあった場合、相談しています。色々助けていただいています。

佐藤職務代理者： きちんにご対応いただきますようお願いします。

他にご意見等ないようですので、ただいまの議案第15号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 議案第15号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第16号 豊山町給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局から説明をお願いします。

給食センター所長： 一説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

鈴木委員： 給食センターが町営から民間委託となって数年経ちましたが、全体のコストの問題や食料物資購入など仕入れに関する事で大きな問題が発生したことはありませんか。

給食センター所長： 調理委託につきましては、令和2年度から最初に3年間委託しました。その後、プロポーザルを行い、結果時には同じ業者になりました。

日頃から仕入れ等でも異物がないか非常に細かく確認しながらやっていますので、特に問題のある印象はありません。

また食材に関しても、次の議案の給食センター献立委員会とも関連してきますが、栄養価が損なわれないように、また金額にも注視しながら監督し円滑にやっております。

鈴木委員： 少し気になったのは、昨今の食糧事情です。お米やキャベツ等色々ありました。安くあげなくてはということで、あまり変な物を変な所から持って来てしまうのもまずいと思います。

給食センター所長： 愛知県学校給食会というところから、白米やパンを購入していますが、以前に比べてかなり値上がりしています。令和6年4月から現状の給食費に改定しましたが、令和5年度の給食センター運営委員会で給食費改定についてご審議いただきました。今年度、多くの他自治体でも給食費改定を検討しているところでございますので、情報収集を進めながら、物価がどのくらい上がるか等も見極めながら、対応してまいります。

鈴木委員： 必要があれば、遠慮なく変えればいいと思います。そうしないとやはりどこかでひずみが出てしまいます。

あとは、次の給食センター献立委員会の議案のところでもいいとは思いますが、耕作放棄地が目立ちますので、その地を活用して給食センターで使用する食材を子どもたちと一緒に育てて地産地消できるといいなと、耕作放棄地を通りかかるたびに考えています。まずは、きっかけとして話題になればというところです。

給食センター所長： 地産地消については、大根を始め6種類の食材提供を5月広報で依頼しています。そして子どもたちには学校の放送等で、地場のじゃがいもや玉ねぎ、大根を使用していることを周知しています。

佐藤職務代理者： 委員名簿で学識経験者区分の上原正子さんという方は、どういった方ですか。

給食センター所長： この方は愛知みずほ短期大学の先生でして、昨年度から給食セン

ター運営委員会の委員に入っています。もともと栄養教諭をされていた方で、県でも働いてみえました。前の教育長もよく知ってみえる方で、給食に関して詳しいということをお願いしています。

佐藤職務代理者： 本当の意味での学識経験者ですね。

他にご意見等ないようですので、ただいまの議案第16号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 議案第16号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第17号 豊山町給食センター献立委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局から説明をお願いします。

給食センター所長： —説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等ないようですので、ただいまの議案第17号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 議案第17号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第18号 豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局から説明をお願いします。

給食センター所長： —説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等ないようですので、ただいまの議案第18号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 議案第18号は、原案どおり可決されました。

続いて「報告第13号 豊山町立小中学校衛生推進委員の選任について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： —説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等ないようですので、続いて、「報告第14号 令和6年度第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会について」、事務局の説明を求めます。

給食センター所長： —説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

何かご意見、ご質問はございますか。

他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

佐藤職務代理者： 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他報告事項等がありますか。

学校教育課長： 教育委員会の事業報告でトイレ改修工事の入札の話がありました。今回落札されまして、来週5月12日（月）の臨時議会で承認されましたら、翌日以降に打合せへ入っていく形になります。仕様書での工期は令和8年3月13日（金）までと定めており、どのようなやり方でやっていくかについては、5月13日（火）以降の打ち合わせで建設課も交えて話し合っていきます。

この件については、必要に応じてまた報告させていただきます。

— 次回教育委員会定例会の開催日時について連絡 —

教育参事： 定例会終了後に校長との懇談会を予定しておりますので、お願いします。

佐藤職務代理者： 他に委員の皆様から何かご発言があればお願いします。

（発言なし）

閉会の宣告（午前10時31分）

佐藤職務代理者： 以上で、令和7年第5回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和7年第5回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和7年5月9日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場 3階 会議室3

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 事業報告

4 付議案件

- (1) 議案第12号 豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- (2) 議案第13号 豊山町教育支援委員会委員の委嘱又は任命について
- (3) 議案第14号 豊山町中学校部活動指導員の委嘱について
- (4) 議案第15号 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
- (5) 議案第16号 豊山町給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について
- (6) 議案第17号 豊山町給食センター献立委員会委員の委嘱又は任命について
- (7) 議案第18号 豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員の委嘱又は任命について
- (8) 報告第13号 豊山町立小中学校衛生推進委員の選任について
- (9) 報告第14号 令和6年度第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会について

5 その他

6 閉会の宣告

議案第 12 号

豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

豊山町学校運営協議会規則（令和 7 年豊山町教育委員会規則第 1 号）に基づき、別紙の者を学校運営協議会委員に委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和 7 年 5 月 9 日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正司

提出理由

この案を提出するのは、令和 7 年 4 月 1 日からの学校運営協議会委員を委嘱又は任命する必要があるためである。

議案第 13 号

豊山町教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

豊山町教育支援委員会設置要綱（平成 21 年豊山町教育委員会告示第 9 号）に基づき、別紙の者を教育支援委員会委員に委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和 7 年 5 月 9 日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正司

提出理由

この案を提出するのは、委員の任期満了に伴い、令和 7 年 4 月 1 日からの新たな教育支援委員会委員を委嘱又は任命する必要があるためである。

議案第 14 号

豊山町中学校部活動指導員の委嘱について

豊山町中学校部活動指導員設置要綱（平成 25 年豊山町教育委員会告示第 1 号）に基づき、別紙の者を豊山町中学校部活動指導員に委嘱することについて、議決を求める。

令和 7 年 5 月 9 日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正司

提出理由

この案を提出するのは、指導員の任期満了に伴い、令和 7 年 4 月 1 日からの新たな部活動指導員を委嘱する必要があるためである。

議案第 15 号

豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱（平成 31 年豊山町教育委員会告示第 3 号）に基づき、別紙の者をいじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和 7 年 5 月 9 日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正司

提出理由

この案を提出するのは、委員の任期満了に伴い、令和 7 年 4 月 1 日からの新たないじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱又は任命する必要があるためである。

議案第16号

豊山町給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

豊山町給食センターの設置及び管理に関する条例（昭和44年豊山町条例第1号）及び豊山町給食センターの管理運営に関する規則（昭和58年豊山町教育委員会規則第1号）の規定に基づき、別紙のとおり豊山町給食センター運営委員会委員を委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和7年5月9日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正司

提出理由

この案を提出するのは、豊山町給食センター運営委員会委員の任期満了に伴い、令和7年4月1日からの新たな豊山町給食センター運営委員会委員を委嘱又は任命する必要があるからである。

議案第 17 号

豊山町給食センター献立委員会委員の委嘱又は任命について

豊山町給食センター献立委員会規程（平成 21 年豊山町教育委員会規程第 5 号）の規定に基づき、別紙のとおり豊山町給食センター献立委員会委員を委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和 7 年 5 月 9 日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正司

提出理由

この案を提出するのは、豊山町給食センター献立委員会委員の任期満了に伴い、令和 7 年 4 月 1 日からの新たな豊山町給食センター献立委員会委員を委嘱又は任命する必要があるからである。

議案第18号

豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員の委嘱又は任命について

豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会設置要綱（令和2年豊山町教育委員会告示第20号）の規定に基づき、別紙のとおり豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員を委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和7年5月9日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正司

提出理由

この案を提出するのは、豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員の任期満了に伴い、令和7年4月1日からの新たな豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員を委嘱又は任命する必要があるからである。

報告第13号

豊山町立小中学校衛生推進委員の選任について

豊山町立小中学校衛生推進委員設置要綱（平成12年豊山町教育委員会訓令第2号）に基づき、下記の者を豊山町立小中学校衛生推進委員に選任しましたので報告します。

記

学 校 名	職 名	氏 名
豊 山 小 学 校	教 頭	伊 藤 裕 子
新 栄 小 学 校	教 頭	瀧 智 哉
志 水 小 学 校	校 長	伊 藤 英 紀
豊 山 中 学 校	教 頭	橋 本 道 孝

※任 期：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※根拠規定：豊山町立小中学校衛生推進委員設置要綱

参 考

豊山町立小中学校衛生推進委員設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条の2の規定に基づき、豊山町立小中学校に衛生推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

（定数）

第2条 推進委員の定数は、豊山町立小中学校の各学校に1人とし、合計4人とする。

（任期）

第3条 推進委員の任期は、1年とする。

（任命）

第4条 推進委員は、校長が教職員の中から選任し、教育委員会に報告するものとする。

（職務）

第5条 推進委員は、校長の指揮を受けて、次の職務を行う。

- （1） 教職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- （2） 教職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- （3） その他教職員の健康保持増進のための措置に関すること。

報告第14号

令和6年度第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会について

令和6年度第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和7年3月26日（水） 午後2時～午後3時5分
- 2 開催場所 豊山町役場3階 会議室4
- 3 出席者
（委員） 上原正子（委員長）、野崎千佳（副委員長）、伊藤英紀、伊藤和代、渡邊志保、松久南生、伊藤竜児、赤羽真理子
（事務局） 安藤憲司（事務局長）、牛田彰和（給食センター所長）、水野将徳（学校教育グループ長）
- 4 議題
（1） アレルギー対応の実施状況について
（2） 豊山町立小中学校 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの見直しについて
（3） ヒヤリハット報告書の提出について
（4） 意見交換
・養護教諭からの提案について
・アレルギー対応マニュアルの今後の検討について
- 5 議事内容【抜粋】
議題（1）アレルギー対応の実施状況について
【主な意見等】
 - ・委員から「6年度の途中で人数が2人増えたがアレルギーの内容は」との質問があり、「一人は『りんご、もも、豆乳』であり、もう一人は『カニ、エビ、イカ、タコ』である」と回答した。
 - ・委員から「この増加は転入等によるものではなく、既存の子どもがアレルギーを発症したのか」との質問があり、「年度途中からアレルギーの症状が出たため追加した」と回答し、委員長から「年度途中からでも発症することを理解しておくべき」との意見があった。

議題（２）豊山町立小中学校 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの見直しについて

【主な意見等】

- ・委員から「今回追加した基本方針の中で、原因食品が分かりやすい献立名とはどのようなことか」との質問があり、委員から「卵が入っている場合は例えば「卵スープ」という名前にするとか、牛乳が入っている場合は「ミルクスープ」とか、できる範囲で献立名に入れている」との意見があった。
- ・委員から「物資選定の際に配慮するアレルゲンの範囲は表示義務のある特定原材料等の２８品目で良い。」との意見があった。
- ・委員から「今回追加する基本方針の項目は、献立作成と物資選定が一つの項目として書いてあるが、別建てにした方が分かりやすい」との意見があった。

議題（３）ヒヤリハット報告書の提出について

【主な意見等】

- ・委員から「ヒヤリハットは、報告書様式欄外に記載された３ケースのいずれかに該当すれば報告が必要であるため、引き続き報告の徹底を。」との意見があった。

議題（４）意見交換

【主な意見等】

- ・委員から次の提案があり、意見交換の結果、提案内容で実施することとなった。
《提案内容》４月に行うアレルギー面談のうち、医師の指示内容に変更が無い継続者（在校生）については、学校管理職は面談結果の書類に基づき内容を把握するため、当該面談には出席しない。なお、新１年生及び医師の指示内容に変更がある継続者については、従前どおり学校管理職も面談に出席する。
- ・事務局から次の提案があり、意見交換の結果、面談出席者の一部見直しの効果検証を行った上で、次の提案内容で実施することとなった。
《提案内容》アレルギー面談の時期をどうするかについて、他市町の状況確認や学校現場との調整を行い、内容を令和７年度第１回の検討委員会で諮る。